

第5部 川越町南海トラフ地震防災対策推進計画

川越町防災会議

令和4年3月改訂

川越町南海トラフ地震防災対策推進計画

目 次

第1章	総 則	1
第1節	推進計画の目的等.....	1
第2節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	1
第3節	関連計画との整合性の確保	1
第4節	特別強化地域.....	2
第2章	関係者との連携協力の確保	3
第1節	資機材、人員等の配備手配	3
第2節	他機関に対する応援要請	4
第3節	帰宅困難者への対応	4
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	5
第1節	津波からの防護	5
第2節	津波に関する情報の伝達等	5
第3節	避難情報の発令基準	7
第4節	避難対策等	8
第5節	消防機関等の活動.....	11
第6節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	11
第7節	交通対策.....	11
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	12
第9節	迅速な救助	13
第4章	南海トラフ臨時情報発表時における円滑な避難の確保等	14
第1節	南海トラフ臨時情報について	14
第2節	情報伝達等	16
第3節	災害応急対策.....	17
第4節	避難対策.....	17
第5節	町役場、学校、幼稚園、保育所等の対応	18
第6節	南海トラフ臨時情報（調査終了）発表時の対応.....	19
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	20
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	20
第2節	海拔ゼロメートル地帯対策	20
第6章	防災訓練計画	21
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	21
第1節	地域防災力の向上.....	21
第2節	防災に関する教育、啓発及び広報	21
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	23

第1章 総則

第1節 推進計画の目的等

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特別措置法」という。）第3条の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本町において、同法第5条第2項に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項などの「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本町の地域にかかる地震防災に関し、本町の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、川越町地域防災計画第2編地震・津波編（以下「町地域防災計画」という。）「第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 町・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第3節 関連計画との整合性の確保

- 1 この計画は、南海トラフ特別措置法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的指針、関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係地方公共団体等が定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）及び関係事業所が定める「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項等を定めた、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議 平成26年3月。以下「推進基本計画」という。）が上位計画となっている。

したがって、本町は、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から、推進基本計画の定めるところを踏まえ、最大限整合性を確保するよう努めるとともに、南海トラフ特別措置法第5条第1項の規定に基づき、指定行政機関及び指定公共機関、三重県をはじめ隣接市町等関係地方公共団体等が定める推進基本計画と本計画との整合性を図るよう努める。

- 2 この計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したのものとしておこななければならない。したがって、推進基本計画及び他の機関の推進計画等の修正が行われた場合はもとより、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ毎年検討を行い、必要があるときはこれを修正する。

第4節 特別強化地域

1 推進地域及び特別強化地域の指定

南海トラフ地震として最大クラスのもので発生した場合、本町では最大震度7の揺れとなると予想されており、南海トラフ特別措置法第3条の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）に指定されている。

また、「津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」として、南海トラフ特別措置法第10条の規定に基づく「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されている。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の調達手配は、町地域防災計画「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備」に準じる。
- (2) 町は、必要な物資等の調達が困難な場合は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第2節 救援物資等の供給」に準じて、県に対して必要な物資等の供給要請をする。

2 災害対策要員の配置

町は、災害対策要員の配備状況を県に報告するとともに、配備要員に不足が生じる場合は、県及び他自治体等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 各機関の具体的な措置内容は、各機関が定める。

4 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等の目安

被災時における物資等の調達手配及び人員配備のうち、緊急応援対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、以下のとおりとする。

(1) 必要となる人員の目安

- 1) 倒壊建物、土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動要員
- 2) 火災発生時における消火活動要員
- 3) 医師・看護師・薬剤師等救命医療活動実施のために必要な要員
- 4) 歯科医師・葬祭業者等遺体処理対策実施のために必要な要員
- 5) 被災建築物応急危険度判定及び宅地等危険度判定実施のために必要な要員
- 6) 要配慮者支援のための要員
- 7) 受援物資の受け入れ体制及び避難所配送のために必要な要員
- 8) 保健師、カウンセラー等保健衛生実施のために必要な要員

(2) 必要となる物資・資機材等の目安

- 1) 倒壊建物、土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動用重機類その他資機材
- 2) 火災発生時における消火活動のために必要となる資機材、薬剤等
- 3) 医薬品、医療用資機材
- 4) 遺体処理対策実施のための資機材
- 5) 介護用品、車椅子等要配慮者支援のための資機材
- 6) 保健衛生対策実施のための資機材

- 7) 応急活動用車両用ガソリン等燃料
- 8) 衛星携帯電話等応急活動用通信資機材
- 9) 津波による浸水被害発生時における救援活動のために必要となる資機材

第2節 他機関に対する応援要請

1 自衛隊の災害派遣要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり必要があるときは、県に対し自衛隊派遣要請を要求する。詳細は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じて要請する。

2 国・その他の地方公共団体への災害派遣要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国又は他の地方公共団体の職員の派遣要請、派遣の斡旋を求める。詳細は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等」に準じて要請する。

3 応援協定の運用

町は、必要があるときは、他の市町村等と締結している応援協定に従い応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

町は平常時から民間施設や周辺地域、隣接市町、交通機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れる体制の整備に努める。また、町にある民間施設の昼夜の労働者の安全を図るため、施設の事業者又は管理者に対して、安全確保対策を実施するよう働きかける。

災害発生時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報するとともに、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を、企業や学校に呼びかける。また、鉄道・バス事業者その他民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、一時滞在場所の確保を検討する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保

及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

- 1 町又は海岸、河川管理者等は、地震が発生した場合は安全を確認の上、ただちに樋門及び防潮扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。また、内水排水施設等は、施設の管理上、必要な操作を行うための非常用発電装置の点検その他所要の被災防止対策を講じるものとする。
- 2 海岸、河川の管理者等は、次の事項について別に定める。
 - (1) 堤防、防潮扉等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、防潮扉等の必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- 3 強い地震（震度4以上）を感じた時は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台からの津波の心配がない旨等の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達にかかる関係者の役割分担及び連絡体制は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に準じて実施する。

1 情報の収集及び伝達

(1) 情報収集の方法

津波警報・注意報等の津波予報伝達系統図によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。本町及び防災関係機関は、地震を感じたときはただちにテレビ、ラジオからの情報に注意し、的確な情報収集に努める。

町は、強い地震により堤防、護岸等の損壊のおそれのあるときは、津波災害の発生がないことを確認した後に職員を派遣し、防潮堤、護岸等の巡回調査を実施する。

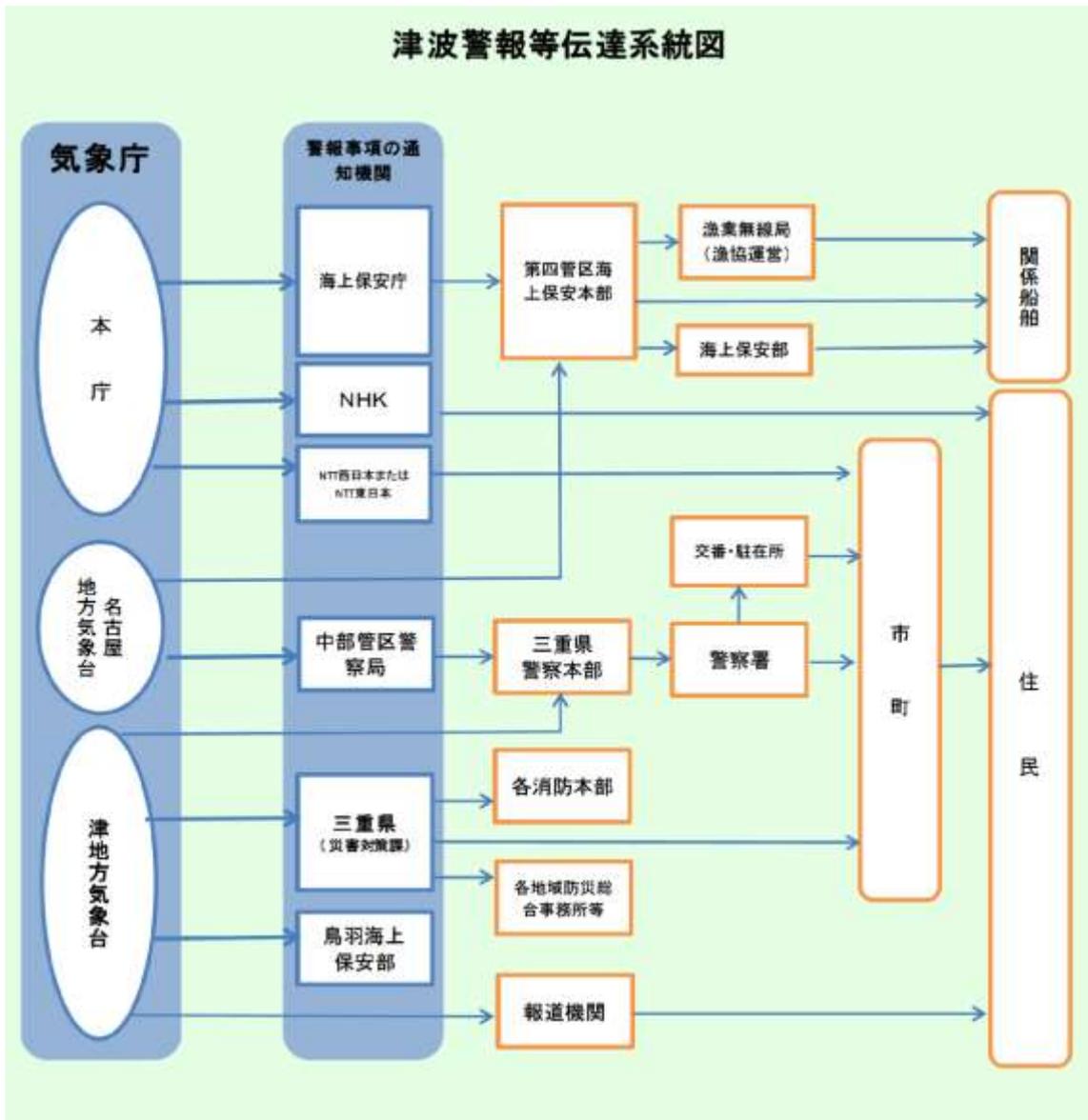
(2) 津波及び地震に関する情報の伝達

収集した情報の町民への伝達に関しては、防災行政無線や携帯電話等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、要配慮者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制の構築を進める。

<津波警報等伝達系統図>

(第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第2項 1 地震津波警報等の伝達系統)

津波予報は気象庁から以下の系統により伝達する。



第3節 避難情報の発令基準

町民等に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりとする。ただし、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、又は津波警報、大津波警報（特別警報）を覚知したときには、ただちに避難指示を発令する。

1 発表基準・発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	発表する値
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3 m (1m < 予想高さ ≤ 3m)
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	5 m (3m < 予想高さ ≤ 5m)
		10 m (5m < 予想高さ ≤ 10m)
		10 m 超 (10m < 予想高さ)

2 避難情報の発令基準

	発令基準	発令する内容
準警戒体制	1 強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要性を認めるとき。 2 伊勢・三河湾に「津波注意報」が発表されたとき。	海岸堤防より海側にいる人に対し、避難を呼びかける。
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	町民等に対し、自主的に避難するよう呼びかける。
警戒体制	伊勢・三河湾に「津波警報」が発表されたとき。	避難指示の発令
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	高齢者等避難の発令
非常体制	伊勢・三河湾に「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。	避難指示の発令

第4節 避難対策等

1 避難行動の普及

町は、町民等が津波襲来時に避難を行うことができるよう、次の内容の普及を図るとともに、川越町防災マップ等により、町民等に対して津波危険予想地域及び緊急避難場所等の周知を行う。

(1) 町民等に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて、情報を入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、マリンレジャーは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに港外（水深の深い海域）退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビなどを通じて、情報を入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、ただちに港外退避する。
- エ 港外退避できない小型船は、ただちに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。
- カ 港外退避、小型船の措置等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、津波の襲来予想時間に余裕のないときは、ただちに安全な場所に避難する。

(3) 要配慮者の避難誘導

町、自主防災組織及び事業所等関係機関は、要配慮者を適切に避難誘導するための体制整備、津波避難訓練の実施等に努める。

2 避難誘導

(1) 地震発生時において、津波による避難指示の対象となる地域は、次のとおりとする。

種類	区分	対象地域	堤防の想定
津波注意報 (0.2m～1m)		高松海岸、朝明川及び員弁川河口、川越漁港、下新田中央排水路	堤防施設あり
津波警報 (1m～3m)	避難指示	上記のほか上吉、南福崎、亀崎、亀須、高松地区又は町内全域	堤防施設あり
大津波警報 (3m超)	避難指示	町内全域	—

(2) 避難の指示及び町民等への伝達

避難指示を発令するときは、次の内容を周知する。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路（家屋倒壊等で通行困難箇所も含む。）
- オ 避難時の注意事項等

(3) 避難の周知徹底

町及び防災関係機関が、避難のため立ち退きを勧告、指示したとき又はその指示等を承知したときは、その地域の居住者及び関係機関に、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」に準じて周知徹底を図るものとする。なお、その実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するように努める。

(4) 自主防災組織等の避難に関する措置

自主防災組織及び施設、事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、町民等、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

3 避難所の開設及び運営

町は、自主防災組織等と連携し、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、必要に応じて、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」に準じて、避難所を開設し、町民等を一時的に保護する。

なお、被災地域が広範囲で甚大な被害となり、また、津波により浸水し町内に避難所を設置することが困難な場合は、知事等と協議し、近隣市町等に受け入れを要請するか、あるいは建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(1) 津波発生時の指定避難所及び指定緊急避難場所

津波浸水の危険性を考慮し、津波発生時に避難誘導する指定避難場所及び指定緊急避難場所は、資料編のとおり。

(2) 津波避難ビル

町は、津波から緊急の避難場所となる津波避難ビルの指定に努める。

また、町が、民間事業所等と協定を締結した津波避難ビルは、資料編のとおり。

(3) 避難所に必要な設備等

町は、避難所を開設した場合に当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるようあらかじめ計画を作成しておくものとする。

4 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段配慮を行い、自主防災組織、福祉事業者、ボランティア団体等と連携し、各種救護活動を行う。また、必要に応じて、福祉避難所への入所、介護職員等の派遣、車いす等の貸与を行う。

(1) 避難行動要支援者名簿

町は、あらかじめ要配慮者のうち、特に配慮の必要な方として、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等と連携により、個々の状況に応じた支援に努める。

(2) 地震が発生した場合、避難行動要支援者を受け入れる施設のうち、自ら管理するものについて、受け入れた者等に対し必要な救護を行うものとする。

(3) 地理や地形に不安な外国人を雇用する事業者等は、平常時から地元の自主防災組織と津波に対する避難誘導等について連携を図り、情報伝達や避難誘導の手段を定めておくものとする。

5 避難所における救護上の留意事項

(1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおり。

- ア 避難施設への受け入れ
- イ 飲料水、食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 食料及び資機材等をあらかじめ備蓄する。
- イ 災害時における応急生活物資等の調達に関する協定締結事業者等への物資等の供給要請
- ウ 流通在庫の引き渡し等の要請
- エ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- オ その他必要な措置

6 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保

(1) 避難場所への誘導

小中学校・幼稚園・保育所の職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

7 津波ハザードマップ

町は、平成26年3月に県が公表した津波浸水予測図に基づき、津波浸水想定区域、避難場所の位置とその名称、避難場所に至る経路、避難指示の伝達方法をわかりやすく表示した「津波ハザードマップ」等を活用し、町民等に対して周知を図るものとする。

8 津波避難計画

町は、地域の特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した「津波避難計画」の策定に努める。

9 津波避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。また、特定避難困難地域は、津波の到達時間までに避難対象区域外、又は、避難対象区域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域をいう。

第5節 消防機関等の活動

町は、消防機関（消防団を含む。以下同じ。）が津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として消防機関と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な周知・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■町が実施する対策 1 上水道施設を対象とした対策及び 2 下水道施設を対象とした対策」に準じる。

2 電気

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■ライフライン関係企業が実施する対策 <電気事業者の対策>」に準じる。

3 ガス

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■ライフライン関係企業が実施する対策 <LPガス事業者の対策>及び<都市ガス事業者の対策>」に準じる。

4 通信

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <通信事業者の対策>」に準じる。

5 放送

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <ケーブルテレビ事業者の対策>」に準じる。

第7節 交通対策

1 道路

警察及び道路管理者は、被害状況の情報収集に努めるとともに、交通規制を行う際は、「第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に準じる。

2 鉄 道

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■ライフライン関係企業が実施する対策 <鉄道事業者の対策>」に準じる。

3 海 上

気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、四日市海上保安部及び港湾管理者、漁港管理者は、必要に応じて船舶等へ連絡するとともに、応急措置を講じる。

(1) 予測される津波の高さ、到達時間等を踏まえ時間的余裕のある場合

- ア 停泊中の大型・中型船舶は港外に避難させる。
- イ 小型船舶は、川越漁港で避難を受け入れる。
- ウ 避難できない船舶については、係留強化対策を行う。
- エ 港外の大型・中型船舶に対し、入港の差し控えを求める。

(2) 津波が到達するまでに時間がない場合

- ア 港外の大型・中型船舶に対し、入港の差し控えを求める。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

町は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等について、施設ごとに概ね次のような安全確保措置に努めるとともに、地震時の安全性を確保するため、改築・改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

(庁舎、福祉・保健・医療施設、社会教育施設、社会体育施設等)

- (1) 津波警報等発令時の入場者等への伝達
- (2) 施設利用者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止及び消火措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検
- (7) 非常用発電装置、無線通信機、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 町災対本部が設置される庁舎については、1に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、町災対本部を町が管理する以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 自家発電装置又は可搬式発電機による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 町災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は、1に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9節 迅速な救助

1 救急活動体制の強化

町は、大規模な災害によって発生することが予想される負傷者等に対し迅速な応急措置を実施し、医療機関へ搬送する体制を確立するため、消防機関と連携を図り、次の事業の推進に努める。

- (1) 「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の強化を図る。
- (2) 公益社団法人四日市医師会との連携強化
- (3) 町民等に対する応急手当方法の普及啓発

2 関係機関の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防機関等により迅速に救助が行われるよう、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

3 消防団の充実

町は、消防団員の加入促進による人員確保に努め、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に努める。

4 受援体制、連携体制の整備

(1) 自衛隊・警察・消防等実働部隊との連携体制の整備

町単独では対応しきれない災害が発生した場合は、被災地への経路の確保を含む救助活動に関し、他市町村や防災関係機関等に応援を要請することになり、町は要請と同時に応援部隊等の受け入れ及び連携体制を確立する必要がある。

このため、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE国土交通省)、その他の広域支援・救助部隊等の受け入れに必要な人員体制、災害情報の提供体制、活動期間中の生活支援体制等の受援体制の整備に努める。

第4章 南海トラフ臨時情報発表時における円滑な避難の確保等

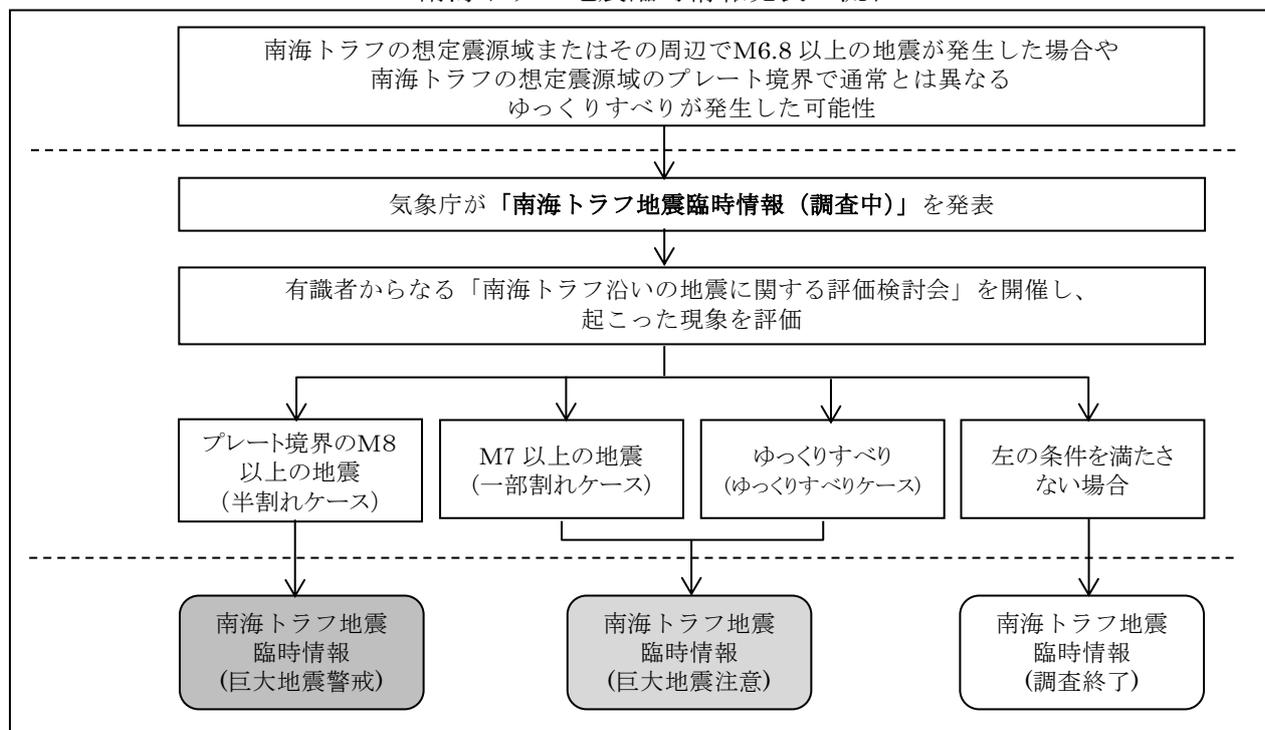
第1節 南海トラフ臨時情報について

南海トラフ臨時情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まったことについて知らせるものであり、南海トラフ付近でM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際に、気象庁が南海トラフ臨時情報（調査中）を発表する。

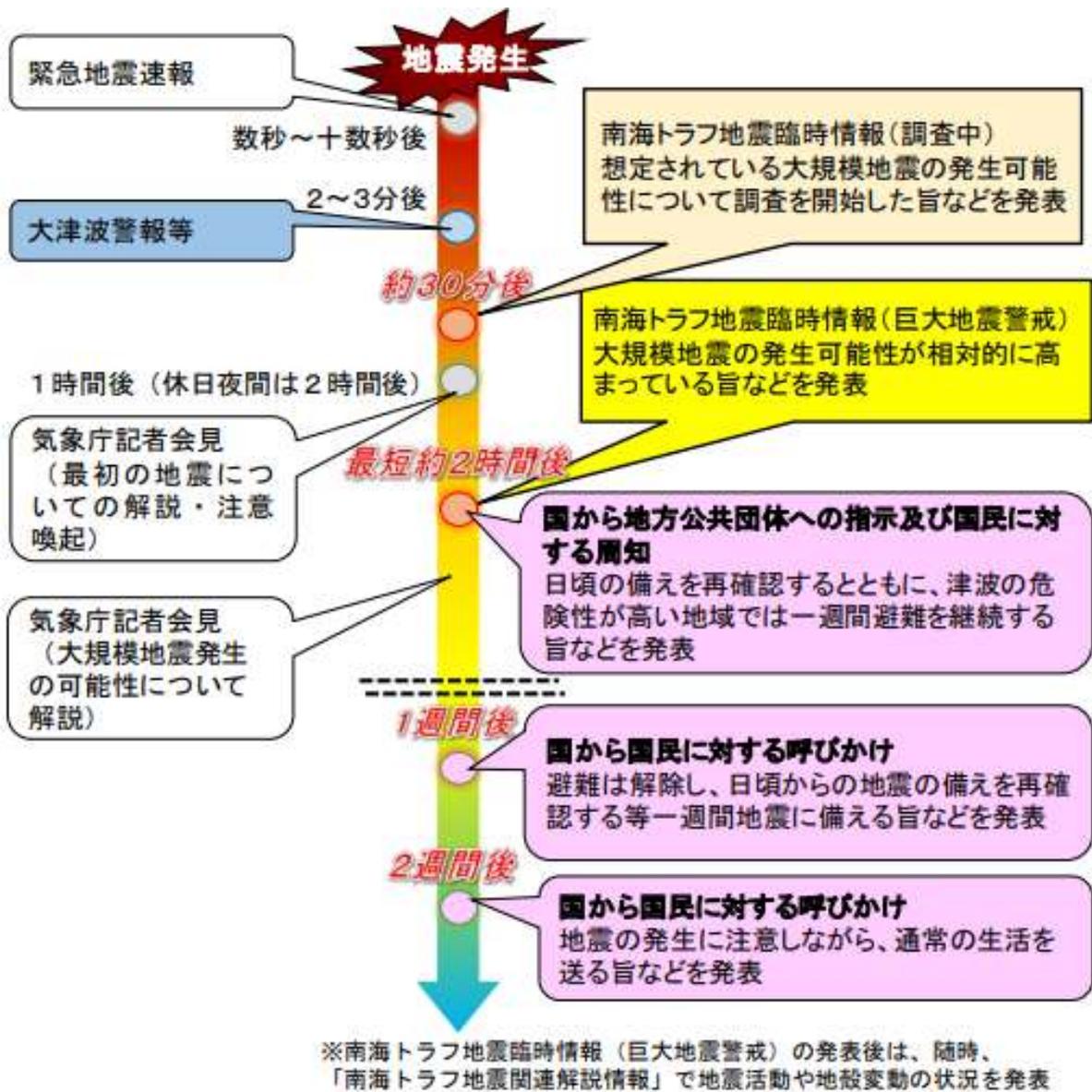
その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表される。（下図参照）

臨時情報の種別	発表される臨時情報の条件
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
巨大地震警戒	南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（南海トラフの想定震源域内又はその周辺区域）でM7.0以上M8.0未満の地震が発生したと評価した場合（一部割れケース） 南海トラフの想定震源域内のプレート境界面において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震臨時情報発表の流れ



南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」対応における情報の流れのイメージ



出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン（令和元年5月内閣府）

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり (ゆっくりすべりケース)
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う
すべてが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン（令和元年5月内閣府）

第2節 情報伝達等

1 情報伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、町は、情報収集に努めるとともに、発表の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項について、多様な伝達手段を用いて伝達する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報収集・伝達については、「地域防災計画第2編地震・津波対策編 第3部第1章第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」を準用する。

2 災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、その種別に応じて町は、災害対策本部を設置する災害対策本部の設置等については、「地域防災計画第2編地震・津波対策編 第3部第1章第1節 活動体制の整備」により、以下の配備体制となる。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表の対象となった地震発生から1週間が経過し、国から後発地震に対して警戒する措置が解除された段階で、災害対策本部を廃止し、注意体制に切替える。ただし、既に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、この限りではない。

配備体制	配備基準	参集職員
準警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	安全環境課
警戒体制 災対本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	①防災担当兼務職員

		②安全環境課、企画情報課、産業建設課、上下水道課、生涯学習課、総務課（庁舎管理職員）
--	--	--

第3節 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に備え、情報の収集や伝達に努める。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応
 - （1）高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対して、町が高齢者等避難を発令し、1週間を基本とした避難行動を促す。
 - （2）高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者以外の町民等に対して、地震への警戒、必要に応じて自主的に避難すること呼びかける。
 - （3）津波浸水想定区域外の必要な避難所を開設する。
 - （4）必要に応じて、協定等に基づく広域避難を要請する。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応
 - （1）町民等に対して、地震への警戒、必要に応じて自主的に避難すること呼びかける。
 - （2）必要に応じて津波浸水想定区域外の避難所を開設する。
- 4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとる。

また、町は、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意すること呼びかける。

第4節 避難対策

- 1 事前避難対象地域

町では、一部の地域において、理論上最大クラスの南海トラフ地震発生時に河川堤防の崩壊や地盤沈下等により、30cmの津波による浸水が開始するまでの時間が30分以内の地域が想定されている。

亀崎・亀須地区が該当するが、30分以内に30cmの津波が到達する地域は一部に限られており、当該地域における緊急時の新たな避難場所として、令和4年3月に亀須・亀崎地区津波避難タワーを整備したことから、住民事前避難対象地域は設定しない。

しかしながら、避難に時間を要する避難行動要支援者などが津波から逃げ遅れないようにするため、津波浸水想定区域を高齢者等事前避難地域に設定する。

【参考資料】川越町津波ハザードマップ（平成29年12月作成）

2 町民等の避難行動

- (1) 国からの指示が発せられた場合において、後発地震の発生に備え、町は、高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、高齢者等避難を発令する。
- (2) 高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）に居住する避難行動要支援者は、大津波警報または津波警報から津波注意報に切り替わった後、町が発令する避難情報に従い、津波浸水想定区域外の親戚・知人宅や指定避難所等に避難するものとする。
- (3) 町は、高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）に居住する避難行動要支援者に対し、避難場所、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発生した場合に備えておくよう周知する。
- (4) 高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者以外の町民等に対しては、日頃からの地震の備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

3 避難所の開設等

町は、職員を派遣し、津波浸水想定区域外の必要な指定避難所を開設する。また、必要に応じて、協定等に基づき広域避難の要請を行う。

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応と対象地域

南海トラフ西側で地震が発生してから	1週間まで	1～2週間	2週間以降
防災対応 対象地域	巨大地震警戒	巨大地震注意	通常の生活
津波浸水想定区域外の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地震への備えを再確認するなど、地震に対して警戒して生活 ・避難の準備をし、必要に応じて親戚・知人宅等へ自主避難 		巨大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに注意しながら通常の生活を行う
津波浸水想定区域 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 高齢者等事前避難地域 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある避難行動要支援者等は避難 	【巨大地震への備え】 <ul style="list-style-type: none"> ・非常時持出袋をすぐ持ち出せる場所に用意 ・部屋の整理・整頓、家具固定の確認 ・家族との連絡方法、集合場所、避難先等の確認 など	
避難所の開設	津波浸水想定区域外の必要な避難所を開設		

第5節 町役場、学校、幼稚園、保育所等の対応

南海トラフ臨時情報が発表された際に、後発地震から、役場の利用者等、学校・幼稚園・保育所等の園児、児童及び生徒等の命をより確実に守るために、発表された臨時情報の種類に応じた対応を取ることが必要となる。

1 対応方針

(1) 臨時情報（巨大地震注意）発表時

室内安全対策や避難路・避難場所の再確認をするとともに、緊急連絡網やBCPの確認を行うなど、後発地震に備えておくことが重要となる。

原則、役場・学校・幼稚園・保育所等は、それぞれ注意対応にとどめ、通常どおりの業務や授業等を継続する。ただし、津波浸水想定区域外の町有施設及び福祉避難所については、事前避難者（自主避難含む）の受入れのために避難所として開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、業務を停止する。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）発表時

後発地震発生に備えて、町有施設の室内安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認をするとともに、一部の地域に対して避難指示を発令することからも、業務停止や休校・休園など、具体的な避難行動に繋げるための踏み込んだ対応を取ることとする。

2 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の各施設の対応

(1) 町役場

公共施設は、1週間を基本として災害対応業務を優先するが、役場本庁舎、いきいきセンターは、通常の住民生活や企業活動を阻害するおそれがあるなどの影響が大きいため、BCPに従い通常業務を原則継続する。

ただし、事前避難者（自主避難含む）の受入れのために避難所として開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、一部施設の業務を停止することがある。

一部の職員は、配備基準に基づき警戒体制をとる。

(2) 学校

巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として、町内全校（町立）を休校とする。

県立高等学校も同様に1週間を基本として休校となることから、県教育委員会と協議の上、県立高等学校の体育館を事前避難者（自主避難含む）の受入れのための避難所として開設する。

(3) 幼稚園・保育所等

巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として、原則、幼稚園・保育所等を休校とする。私立保育所についても公立の保育所と同様の対応をとるよう要請する。

第6節 南海トラフ臨時情報（調査終了）発表時の対応

気象庁から南海トラフ臨時情報（調査終了）が発表された場合、所要の準備を終了し、災害対策本部設置された場合にあつては災害対策本部長が、災害対策本部設置されなかった場合にあつては安全環境課長が各課（局）長にその旨を伝達する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

町は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

2 町の施設の耐震化

町は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の町有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

3 一般建築物の耐震化

病院、社会福祉施設、学校等多数の町民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路沿道の特定建築物については、町有建築物と同様に耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

また、建築物の耐震化を進めるため、町民との情報共有化、専門家との協働による町民への働きかけ、耐震診断・改修の促進・支援、耐震性を確保するための指導等を行う。

町は、川越町木造住宅耐震診断等事業実施要綱に基づき、木造住宅の耐震診断を実施する者に対して費用は無料とし、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図る。

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

町は、川越町木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱に基づき、木造住宅の耐震補強工事を実施する者に対して補助金を交付し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進める。

第2節 海抜ゼロメートル地帯対策

海抜ゼロメートル地帯は、地震による強震動により液状化現象が起きやすく、その後、堤防の沈降による浸水の発生、また、台風による高潮や洪水により堤防の決壊等での浸水の発生などで長期間にわたり浸水が継続する恐れがある。

このため「避難体制の構築」「避難路、避難場所等の整備」「耐震化」「輸送計画の構築」など防災・減災対策の構築に努める。

第6章 防災訓練計画

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施」に準じる。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

第2節 防災に関する教育、啓発及び広報

1 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を含む必要な防災教育を行うよう努める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (4) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 町民等に対する啓発

町は、関係機関と協力し、町民等に対して南海トラフ地震に関する知識の普及に努める。

なお、啓発活動は、地域の実態に応じて自治会単位、事業所単位等で行うものとし、その内容は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報等が出された場合における出火防止・初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関等が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 町民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容

や実施方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童生徒等に対する防災教育

「第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進」に準じる。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 基本方針

町は、津波による浸水区域内にある町民等を安全な場所に避難させるために必要な事業として、避難施設等の整備事業の実施目標を定め、事業を推進する。

2 事業の種類等

(1) 津波特定避難困難地域で実施すべき事業

「第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第4節 避難対策等」で示された「津波特定避難困難地域」のうち、津波避難ビル等に避難ができない困難地区に津波避難施設を整備する。なお、実施すべき事業の種類及びその目標、達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
亀須・亀崎地区	津波から避難する施設	1箇所	平成31年度 ～ 令和3年度

《参考》

【津波特定避難困難地域の抽出】

(1) 津波特定避難困難地域抽出の考え方

津波特定避難困難地域は、津波で浸水する地域のうち、平成26年3月に県が公表した「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」において、地震発生から10分以内に浸水が始まる地域で、津波避難ビル等まで避難することが困難な地域を抽出し、設定する。

ア 津波で浸水する地域

埋立地を除く、次の地域

津波で浸水する地域
亀崎、亀須、当新田、南福崎、北福崎、豊田一色、上吉、高松、天神、豊田

イ 避難可能距離の推計

1. 歩行速度は、国の「津波避難対策推進マニュアル検討報告会（消防庁）」による、
1.0m/秒（高齢者自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とし、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）とされているため、歩行速度を0.5m/秒と設定する。
2. 津波予測到達時間は、82分（三重県津波浸水想定）
※気象庁から津波予報として発表される20cm水位の到達時間
亀崎地区、亀須地区等一部地域においては、液状化により10分以内に30cmの浸水予測となっている。
3. 避難開始時間は、5分（消防庁指針）とする。
4. 避難可能距離（直線距離）
 $(82分 - 5分) \times 0.5m/秒 = 2,310m$
※消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」より、歩行速度×（津波予測到達時間－5分）で算出
消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」の避難可能距離の考え方に基
づき、他の市町村が設定している避難可能距離及び津波到達時間を考慮し、避難可
能距離を直線距離で800mとする。

以上の条件から、「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」において、地震発生から10分以内に浸水が始まる地域、及び指定緊急避難場所（津波）等避難施設を中心に、避難可能距離を半径とした地域を津波特定避難困難地域とする。

津波特定避難困難地域	亀須及び亀崎地区の一部の地域
------------	----------------